

財務省告示第三百十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成十八年七月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十八年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

| | | |
|---|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（二十年）（第三十 九回、第四十回、第四十一回、 第四十二回、第四十三回、第四 十四回、第四十五回、第四十七 回、第五十一回及び第五十四回） |
| 二 | 発行の根拠 | 国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五条第 一項 |
| 三 | 振替法の適 用等 | 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けれるものとし、その振 替を日本銀行とする。 |
| 四 | 発行方法 | 利回り格差（第十七号）に規定す る利回りに応じた者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。を競争に付して行われる入 札にによる発行し、その応募額 各申込みのうち利回り格差の 小さいものからその応募額を 割り当てる。その応募額を順次 額面金額で九百九十七億 円 |
| 五 | 募入決定の 方法 | 額面金額で九百九十七億 円 |
| 六 | 発行額 | 額面金額で九百九十七億 円 |
| 七 | 払込金額 | 額面金額で九百九十七億 円 |
| 八 | 最低額面金額 | 五千四百七十七億四百六十三万 円 |

九 振 額
替 単 位

十 十
一 発
発 行 行
価 格 日

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と額の整数倍の金額によるものとす。平成十八年七月二十五日平成十八年七月二十五日発行対象国債ごと、面に金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

十 十
三 二
の 経 利
払 過 子
込 利 率
み 子 率

(一) (別表のとおり) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する期日に払い込むものとする。

の率前十発行、
金額の第の発行、
面債国からがに
額国債国からがに
の象国債の象国債
対発行行の発行行
各期日発行日発行日
×支規数(利子なる
100×各期日発行日
×支規数(利子なる
総額100×各期日発行日
発行対象国債の象国債

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の

十四
利
子

十五
十六
十七

償還期限
償還金額
入札の基
準とする
各発行の
象国債の
利回り

口座に記載又は記録されるも
のついでには、前記の算式
により算出した金額から該
金額の二分の一を乗じた金
額に、たし、当該国債を発
行した日以後の各
期に、前記の算式により算
出た金額を乗じた金額を所
得税の税率を乗じた金額を
控除するものと、
第十号に規定する発行日
の各期に、前記の算式によ
り算出た金額を支払うこと
とし、各支払期において、
と、前記の算式により算出
た金額を支払うこととし、
う、前記の算式により算出
た金額を支払うこととし、
日、前記の算式により算出
た金額を支払うこととし、
す、前記の算式により算出
た金額を支払うこととし、

各発行対象国債の額面利率 $\times 100 \times 1 / 2$

（別表のとおり）
額面金額の
平成八年七月
証券協会の計
頭売買取引
た各発行の
利回り
の平均値の
単

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|--------|
| (利付第二十五回) | (利付第二十五回) | (利付第二十四回) | (利付第二十四回) | (利付第二十四回) | (利付第二十四回) | (利付第二十四回) | (利付第二十四回) | (利付第二十四回) | (利付第二十九回) | (利付第三十回) | 名称及び記号 |
| 二・二% | 二・〇% | 二・二% | 二・四% | 二・五% | 二・九% | 二・六% | 一・五% | 二・三% | 二・六% | 二・六% | 利率(年) |
| 平成二十三年三月二十日 | 平成二十三年六月十日 | 平成二十三年九月十日 | 平成二十三年三月十日 | 平成二十三年三月十日 | 平成二十三年三月十日 | 平成二十三年三月十日 | 平成二十三年三月十日 | 平成二十三年三月十日 | 平成二十三年三月二十日 | 平成二十三年三月二十日 | 償還期限 |
| 十億円 | 三億円 | 一億円 | 三十億円 | 四十億円 | 三十億円 | 六十億八十六億円 | 六十九億円 | 九十八億円 | 三十億円 | 三十億円 | (発行額) |

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込者 入札参加
(別表) 払込期日 平成十八年七月二十五日